

## 四街道市新型コロナウイルス対策在宅障害福祉サービス継続支援金交付要綱

### (目的)

第1条 在宅障害者の主たる介護者である同居家族が新型コロナウイルスの陽性者となるなどにより、当該障害者が濃厚接触者となった場合、障害福祉サービス等の提供を行う事業者の身体的・精神的負担が大きいことから、濃厚接触者に該当する期間中にサービス提供を行った事業者に対し、予算の範囲内において、四街道市補助金等交付規則（昭和46年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、四街道市新型コロナウイルス対策在宅障害福祉サービス継続支援金を交付することにより、濃厚接触者である障害者の在宅生活を維持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅障害者 障害者施設等へ入所せず居宅で生活している者（障害者支援施設等に入所している者で一時帰宅している者を含む。）であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に定める障害者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児である四街道市内に居住実態がある者又はこれに準ずる者をいう。
- (2) 濃厚接触者 新型コロナウイルス患者と感染可能期間中に接触があり、保健所が感染の可能性が疑われる者と判断し、経過観察を行っている者をいう。

### (支援の内容及び交付額)

第3条 市長は、次の各号に該当する在宅障害福祉サービス等を濃厚接触者である在宅障害者へ提供した別表に定める事業を行う事業所に対し、支援金の交付を行うものとする。

- (1) 濃厚接触者の居宅に訪問してサービス提供を行った事業者に対し、サービス継続支援金として訪問1回あたり9,000円を交付する。なお、濃厚接触者1人につき原則1日3回まで、10日間を上限とする。
- (2) 主たる介護者である同居家族が入院等したことにより、在宅支援の継続が困難となった在宅障害者の濃厚接触者を緊急的に短期入所させ、サービス提供を行った事業者に対し、緊急短期入所利用支援金として1人につき1日あたり27,000円を交付する。なお、1人につき10日間を上限とする。
- (3) 相談支援専門員が濃厚接触者である在宅障害者の状況確認の上、居宅等に訪問してアセスメントを行い、新たに利用計画等を作成した場合等に、当該相談支援専門員が属する特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に対し、新規利用者等に対する計画相談支援等への支援金として1件あたり20,000円を交付する。なお、通常の支給決定更新のみで、大幅なサービス等利用計画又は障害児支援利用計画の変更がない場合は交付しないものとする。

(事前連絡等)

第4条 前条に該当するサービスを行うにあたっては、事前に相談支援専門員及び障害者支援課と協議を行い、サービス提供前に新型コロナウイルスに関する報告書をすみやかに作成し、市長に提出するものとし、当該在宅障害者の在宅生活の維持に必要な最低限のサービスを提供するものとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、サービス提供が終了した後すみやかに、必要書類を添えて、四街道市新型コロナウイルス対策在宅障害福祉サービス継続支援金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し支援金の交付又は不交付を決定し、四街道市新型コロナウイルス対策在宅障害福祉サービス継続支援金交付決定通知書(様式第2号)又は在宅障害福祉サービス継続支援金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付金の決定をしたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(実績報告等の特例)

第7条 規則第12条に規定する実績報告については、第5条に規定する交付申請及び必要添付書類をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条に規定する確定通知については、前条第1項に規定する交付決定通知をもって当該確定通知があったものとみなす。

3 規則第14条に規定する請求については、第5条に規定する交付申請をもって当該請求があったものとみなす。

(交付方法)

第8条 支援金の交付方法は、支援金の交付を受けようとする事業者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取消したときは、四街道市新型コロナウイルス対策在宅障害福祉サービス継続支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、四街道市新型コロナウイルス対策在宅障害福祉サービス継続支援金返還命令書(様式第5号)により、その返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第11条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に報告させ、又は当該職員に支援金の交付の対象となる物件等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行し、同日以降から令和5年2月末日までに提供されたサービスについて適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この要綱の失効の日（以下「失効日」という。）以前に交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、失効日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

支援金の種類	支援の対象となる事業
(1) サービス継続支援金	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問入浴サービス、その他在宅生活維持に必要なサービスとして市長が認めるもの
(2) 緊急短期入所利用支援金	緊急的な短期入所により在宅生活維持に必要なサービスとして市長が認めるもの
(3) 新規利用者等に対する計画相談支援等への支援金	計画相談支援、障害児相談支援、その他在宅生活維持に必要なサービスとして市長が認めるもの